

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 18 件 |
| 国民年金関係 | 6 件 |
| 厚生年金関係 | 12 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 24 件 |
| 国民年金関係 | 16 件 |
| 厚生年金関係 | 8 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から平成元年 8 月まで

私は、昭和 61 年 7 月に会社を退職してすぐに A 市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続をした。納付書が来れば必ず納付したはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、納付書が来れば必ず国民年金保険料を納付したはずであるとしているところ、申立期間のうち、平成元年4月から同年8月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年7月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間のうち、同年4月から同年8月までの保険料を現年度納付することは可能であったと考えられる。

また、当該期間は、申立人が一緒に納付したとするその元夫の保険料は納付済みであり、申立人が5か月と短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

一方、申立期間のうち、昭和 61 年 7 月から平成元年 3 月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された同年 7 月頃の時点では、61 年 7 月から 62 年 3 月までは時効により保険料を納付できない期間であり、同年 4 月から平成元年 3 月までは遡って納付できる期間となるが、申立人は遡って保険料を納付した覚えは無いとしている上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」が「昭和 61 年 7 月 24 日」と記載されていることをもって、当該日に国民年金の加入手続を行ったとしているが、この「初めて被保険者となった日」は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日を遡及して記載するものであることから、加入日を特定するものではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から4年3月まで

私は、平成3年*月に20歳になった時から国民年金に加入することになったが、まだ短大の2年生で無収入であり、親にも負担をかけたくなかったので保険料を納付しなかった。しかし、4年4月に就職した際に、会社から20歳からの国民年金保険料を納付しておいた方がいいと勧められ、父が銀行で約12万円を引き出し、未納分の保険料をまとめて一括で納付してくれた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年4月に就職した際に、会社から未納となっていた20歳からの国民年金保険料を納付した方がいいと勧められ、その父が銀行で約12万円を引き出し、未納分の保険料をまとめて一括で納付してくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者資格取得時期から、同年5月頃に払い出されていると推認され、その時点からすると申立期間は遡って保険料を納付することができる期間である上、その父が納付したとする保険料額は申立期間の保険料とおおむね一致しており、その父が申立期間の保険料を納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

また、申立人は申立期間以外に未納期間は無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び第1号被保険者と第3号被保険者の種別変更手続を適切に行っており、国民年金に関する納付意識が高いものと思われる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 1 月から 55 年 12 月まで
② 昭和 57 年 10 月から同年 12 月まで

私は、昭和 55 年 4 月から 60 年 3 月頃までにかけて A 市に住んでおり、その頃、同市役所で国民年金の加入手続きを行い、その際、過去の分の保険料を遡って納付できることを聞いたので、20 万円から 30 万円程度の保険料を毎月 1 万円程度の金額に分割して定期的に納付し、加入後の保険料も納付したはずである。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は A 市に住んでいた昭和 55 年 4 月から 60 年 3 月頃までの間に同市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の納付を始めたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、58 年 2 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間②は保険料を納付できる期間である。

また、オンライン記録では、申立期間②の前後の保険料は納付済みである上、3 か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間①について、申立人は A 市で国民年金の加入手続きを行った際

に、国民年金保険料を遡って毎月1万円ずつ分割して定期的に納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記1のとおり昭和58年2月頃払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人が国民年金に加入したと推認される昭和58年2月頃に、当該時点で遡って納付することが可能な56年1月から申立期間②の直前の57年9月までの期間（57年1月から同年7月までの厚生年金保険の被保険者期間を除く。）が納付されており、申立人は、このことと申立期間①の保険料を納付したことを混同している可能性も否定できない。

加えて、申立期間①は84か月と長期間であり、行政機関において、長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年8月、7年1月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年8月
② 平成7年1月
③ 平成7年4月
④ 平成9年2月

私は、会社を退社した平成2年10月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③について、申立人は、会社を退社した平成2年10月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年11月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①、②及び③については保険料を納付できる期間である。

また、申立人は、申立期間①、②及び③の前後の保険料は納付済みである上、それぞれ1か月と短期間である当該期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間④について、申立人は、前記1と同様に平成2年10月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきたとしているが、申立人は申立期間④に係る国民年金保険料額及び納付場所等を明確には記憶しておらず、保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金の事務処理については、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間④において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から11年3月まで

平成10年4月にA市から「国民年金保険料の免除制度のお知らせについて」が届き、同年度も引き続き国民年金保険料の免除を希望する場合は、(当該用紙の)右半分についている「国民年金保険料免除申請書」に必要事項を記入押印して来庁するよう案内されていたので、同年5月に私の父が同市役所に行き、同年度の国民年金保険料の免除申請をした。申立期間の保険料が免除されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、平成10年2月及び同年3月について申請免除されていたところ、その父が同年4月に「国民年金保険料の免除制度のお知らせについて」が届いたので、右半分についていた「国民年金保険料免除申請書」に必要事項を記入押印して、A市役所で申立期間の国民年金保険料の免除申請をしたとしている。これについて、申立人は、申立期間について引き続き免除を希望する場合には、同年5月29日までに申請手続をするよう案内された「国民年金保険料の免除制度のお知らせについて」及び申立人氏名の欄に免除の希望者として申立人の印が押された「国民年金保険料免除申請書(平成10年度)」のコピーを保管している。これらは、申立人の主張を裏付けるものである上、A市は、前述の免除申請書の用紙は、当該申請書1枚で世帯全員の免除申請ができるものであると回答し、申立人が保管する免除申請書には、申立人のほかその弟の名前

が連名で印字されており、オンライン記録では、その弟の申立期間に係る期間の保険料は免除されている。このことは、その父が保管する当該免除申請書がA市に受理され、その結果、その弟が免除されたと考えるのが相当であり、また、申立人と同一世帯に属するその弟が免除されているのに、申立人が免除されていないのは不自然である。

さらに、オンライン記録によると、申立期間の前後は申請免除期間とされており、当該前後の期間と申立期間との間に申立人世帯の生活状況に変動があった事情が見当たらないことから申立人が免除とされていないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

私は、婚姻後の昭和 50 年 2 月に自発的に国民年金の任意加入手続を行い、それ以降、きちんと保険料を納付してきた。

それにもかかわらず、納付途中の申立期間の保険料のみが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後の昭和 50 年 2 月に国民年金の任意加入手続を行い、それ以降、きちんと保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年月頃に払い出されたと推認され、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、昭和 50 年 2 月に国民年金に任意加入した以降、申立期間前後を含め、申立期間以外の期間の国民年金保険料を全て納付していることから、納付意識は高かったものと考えられ、3 か月と短期間である国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和54年11月6日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年6月から同年9月までは24万円、同年10月は26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月30日から同年11月6日まで
A株式会社に昭和54年11月5日まで勤務していたにもかかわらず、同年6月30日が厚生年金保険の被保険者資格喪失日となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の同社における昭和54年10月の定時決定の記録が当初は記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（昭和54年10月30日）後の55年1月16日に遡及して同記録が取り消されたことが確認できる上、資格喪失日を54年6月30日とする処理がなされていることが確認できる。

また、雇用保険の被保険者記録及び源泉徴収票により、申立人が、A株式会社に昭和54年5月14日に資格を取得し、同年11月5日に離職している記録が確認できる。

さらに、A株式会社では、申立人のほかにも昭和55年1月16日付けの処理で54年10月の定時決定の記録を取り消され、資格喪失日が遡って訂正されている者が17人確認できる。

一方、上記のとおり、A株式会社は昭和54年10月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、申立人及び上記同僚に係る当該訂正処理前の記録から、同社が同日において適用事業所としての要件を満たし

ていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和54年6月30日とする旨の処理を行う合理的な理由は無く、資格喪失日に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である同年11月6日と認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、昭和54年6月から同年9月までは24万円、同年10月は26万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を51万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録に当該期間の標準賞与額が反映されていない。事業所での賞与支払届の提出漏れが判明したため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する平成19年賃金台帳及び同年分所得税源泉徴収簿（給与台帳）等から、申立人は、申立期間に係る標準賞与額51万円に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められる。

一方、A株式会社に係る商業登記簿謄本によると申立人は申立期間において同社の取締役であることが確認できるところ、自身は社会保険事務に関わっていなかったとしており、当該事業所の当時の同僚は、「当時から現在まで、申立人は業務部長を兼ねていて、職種はB職及びC職としてD現場で活動しており、従業員へE業務の指導も行っている。社会保険事務

所（当時）へ提出する書類の決裁は総務部長から直接代表取締役役に回送されている。」と供述していることから、申立人は社会保険事務に関与していなかったと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 9 月 13 日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして、申立てに係る賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額の記録を100万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録に当該期間の標準賞与額が反映されていない。事業所での賞与支払届の提出漏れが判明したため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する平成19年賃金台帳及び同年分所得税源泉徴収簿（給与台帳）等から、申立人は、申立期間に係る標準賞与額100万円に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められる場合には、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A株式会社に係る商業登記簿謄本では、申立人が申立期間当時、代表

取締役であったことが確認できる。

しかしながら、申立人は、「社会保険事務については当時の担当者に一任しており、申立期間当時は保険料の滞納も無く、また、申立期間に係る賞与の支払届の提出について故意に指示したことは無い。」と申述している上、当時の担当者もそのような指示があったとは供述していない。

また、当時の取締役は、「A株式会社の経営は順調であった。」と供述している上、当時の社会保険事務担当者は、「ほかの業務が忙しかったため、申立期間の賞与支払届書の提出を忘れてしまったと思う。また、経理事務については、外部の会計事務所へ定期的に帳簿を提出し、決算業務等も確認をしてもらっていた。私が在籍していた期間で、特に賞与に関する社会保険料についての指摘を受けていないので、何の疑いも持たず業務を行っていた。」と供述している。

さらに、上記担当者の総務課の元同僚は、「当時から社会保険事務所（当時）に提出する書類等についての作成及び提出は担当者一人で行っていた。」と供述している。

加えて、日本年金機構B年金事務所は、A株式会社の厚生年金保険料の滞納は無いと回答している上、オンライン記録によると、申立期間以外の賞与支払届及び算定基礎届等は規則どおり行っていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、事業主が申立期間において故意に賞与支払届の提出を行わなかったとは考え難く、申立人はA株式会社の代表取締役であったが、特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年9月13日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして、申立てに係る賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成2年9月は34万円、同年10月、3年2月及び同年4月は32万円、同年9月及び同年10月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月9日から4年11月1日まで
申立期間は、株式会社AのB支店に勤務していたが、ねんきん定期便に記載された当該期間の厚生年金保険料額と、同社の給与明細書で確認できる厚生年金保険料額に相違があるので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録により、申立人が申立期間について株式会社AのB支店に勤務していたことが推認でき、申立人提出の給与明細書により、申立期間のうち、平成2年7月から3年11月までの期間において、事業主より給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、上記の給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち平成2年9月は34万円、同年10月、3年2月及び同年4月は32万円、同年9月

及び同年10月は34万円に訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、平成2年9月、同年10月、3年2月、同年4月、同年9月及び同年10月の期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は、関連資料は保存しておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間に係る給与明細書が提出された期間のうち、平成2年9月、同年10月、3年2月、同年4月、同年9月及び同年10月を除く期間については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額を上回っているとは認められないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成3年12月から4年10月までの期間については、申立人から給与明細書の提出が無い上、株式会社Aは10年3月に解散しており、元事業主は、申立人の申立てに係る関連資料は保存しておらず、申立人の給与支給額及び保険料控除額は不明としており、同僚からも申立期間に係る申立人の給与支給額及び保険料控除額について供述を得られない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成8年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月1日から同年9月11日まで
平成6年3月にB株式会社に入社、その後社名は株式会社Aに変わった。申立期間には、株式会社Aに勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間に株式会社Aに勤務していたことが認められる。

また、申立期間に申立人と同じ業務に従事したとする3人の同僚のうち2人には、申立期間の給与明細書又は源泉徴収票から申立期間に厚生年金保険料を控除されていることが確認される上、申立期間当時、給与支払に關与していた役員は、「この時期に、申立人と同様な業務に従事していた者は、厚生年金保険料を控除されていたと思う。」と供述していることから、申立人は申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認される。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、上記複数同僚の給与明細書等より推認できる厚生年金保険料額から、24万円とすることが妥当である。

一方、適用事業所名簿によると、株式会社Aは、平成8年9月11日に

厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間は適用事業所となっていないが、商業登記簿謄本によれば、同社は同年6月*日に会社設立の登記がされていることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和48年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月26日から同年7月1日まで

私は、高校を卒業して株式会社Aに、昭和41年に入社し、48年8月31日まで勤務し、退職をした。しかし、厚生年金保険の記録を見ると、同年4月26日で終わっている。私は、会社の決算が毎年6月末なので、その処理が終了する8月末まで勤務した。給与明細書の厚生年金保険料控除は48年7月分（翌月控除のため6月分）まで確認できる。証拠として提出するので、調査をして、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録から、申立期間において申立人が株式会社Aに継続して勤務していることが確認できる。

また、申立人が提出した給与明細書により、昭和48年6月分までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

さらに、当該期間の標準報酬月額については、当該給与明細書における保険料控除額から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、現在の事業主は、「当時の資料は保存されていないため不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料

及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和48年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月27日から同年10月1日まで

昭和33年3月に株式会社Aに入社し、53年8月20日まで同社に勤務していたが、年金事務所の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。申立期間当時は、同社（C地）から同社D工場に異動した時期であるが、申立期間についても給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管していた労働者名簿及び退職申込書の記録、申立人が保管していた給与所得の源泉徴収票等により、申立人は株式会社Aに継続して勤務し（昭和48年10月1日に株式会社Aから同社D工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和48年2月及び同社D工場における同年10月のオンライン記録から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は確認できる資料も無く不明であるとしており、このほ

かに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を平成21年2月25日に、資格喪失日に係る記録を同年3月7日とし、標準報酬月額を9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年2月25日から同年3月7日まで
年金記録を確認したところ、A株式会社に勤務していた上記期間について、厚生年金保険被保険者記録が無かった。給与から厚生年金保険料が控除されている給与明細書を提出するので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した退職証明書及び雇用保険被保険者記録により、申立人が平成21年2月25日に被保険者資格を取得し、同年3月6日に離職していることが確認できることから、申立人が申立期間にA株式会社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が提出した平成21年3月分の給与明細書及び事業主が提出した賃金台帳より、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定す

ることとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、上述の申立人が提出した給与明細書において確認できる給与支給額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の提出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成18年7月11日は36万6,000円、同年12月5日は56万7,000円、19年7月4日は51万7,000円、同年12月4日は41万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月11日
② 平成18年12月5日
③ 平成19年7月4日
④ 平成19年12月4日

ねんきん定期便を確認したところ、平成18年及び19年の夏と冬に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が欠落している。厚生年金保険料が控除されている賞与明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された株式会社Aの賞与明細書により、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の賞与明細書における賞与額及び保険料控除額により、申立期間に係る標準賞与額については、平成18年7月11日は36万

6,000 円、同年 12 月 5 日は 56 万 7,000 円、19 年 7 月 4 日は 51 万 7,000 円、同年 12 月 4 日は 41 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かは、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和41年9月23日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②のうち、昭和43年6月8日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月23日から42年5月1日まで
② 昭和43年6月8日から44年1月1日まで

夫は、昭和36年から43年12月末までA株式会社に勤務していた。41年の秋に社屋新築に伴い、会社がB地からC地に移転し、従業員も全員異動したことがあったが、夫は、その間も継続して同社に勤務していたので、申立期間の被保険者記録が無いことには納得がいかない。調査と記録の訂正をしてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A株式会社の元事業主及び複数の同僚の供述か

ら、申立人が申立期間①において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に、昭和 41 年 9 月 23 日に A 株式会社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、申立期間①において被保険者記録が確認できない同僚が所持する給与明細書により、同年 9 月から同年 11 月までの厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

さらに、複数の同僚が、上記同僚と申立人の申立期間①における雇用形態や給与体系に違いは無かったと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和 41 年 9 月から同年 11 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記同僚の給与明細書により確認できる当該期間の保険料控除額、オンライン記録により確認できる申立人及び上記同僚の標準報酬月額から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

さらに、オンライン記録によると、A 株式会社は、昭和 41 年 9 月 23 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①において適用事業所となっていないものの、複数の同僚が、申立期間①において同社に勤務していた者は約 20 人だったと供述しており、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、A 株式会社の元事業主及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間②において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に、昭和 43 年 6 月 8 日に A 株式会社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、申立期間②において被保険者記録が確認できない同僚が所持する給与明細書により、同年 6 月から同年 8 月までの厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

さらに、複数の同僚が、上記同僚と申立人の申立期間②における雇用形態や給与体系に違いは無かったと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和 43 年 6 月から同年 8 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記同僚の給与明細書により確認できる当該期間の保険料控除額、オンライン記録により確認できる申立人及び上記同僚の標準報酬月額から、4 万 2,000 円とすること

が妥当である。

さらに、オンライン記録によると、A株式会社は、昭和 43 年 6 月 8 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②において適用事業所となっていないものの、複数の同僚が、申立期間②において同社に勤務していた者は約 20 人だったと供述しており、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間①のうち、昭和 41 年 12 月 1 日から 42 年 5 月 1 日までの期間及び申立期間②のうち、43 年 9 月 1 日から 44 年 1 月 1 日までの期間については、同僚が所持する給与明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる上、元事業主は当該期間における厚生年金保険料の控除の有無については不明としており、このほかに当該期間の厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和 41 年 12 月 1 日から 42 年 5 月 1 日までの期間及び申立期間②のうち、43 年 9 月 1 日から 44 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準賞与額は、申立人が主張する標準賞与額（54万8,000円）であったと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を54万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 16 日
年金記録を確認したところ、株式会社Aにおいて平成 18 年 6 月に支給された賞与の記録が無かった。当時の賞与明細書を所持しているため、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び申立人から提出された賞与明細書により、申立人が申立期間において、その主張する標準賞与額（54万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

また、年金事務所及び事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表に記載されている被保険者数（158人）及び賞与支給総額（8,637万6,471円）は、事業主がB組合に提出した健康保険被保険者賞与支払届総括表及び賞与等保険料徴収明細書に記載されている被保険者数及び賞与支給総額と一致しているほか、同明細書により、当該被保険者（158人）の中に申立人が含まれ、申立人の標準賞与額が54万8,000円であることが確認できる。

一方、オンライン記録では、申立人を含む10人については申立期間における標準賞与額のオンライン記録が確認できないところ、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表に記載された被保険者数は158人であるにもかかわらず、当該総括表と同日に受け付けられた健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届は148人分しか無い。

これについて、上記支払届を確認したところ、当該支払届の先頭ページ

に「2/16」と記載があるところ、当該先頭ページにのみ社会保険事務所の課長印と担当者印が押されていること、及び当該支払届は1ページにつき10人分の記録を記載する様式であること等から、社会保険事務所において、当該総括表と当該支払届との人数の照合を行わないまま、申立期間における株式会社Aに係る標準賞与額の事務処理を行った結果、申立人を含め10人の欠落が生じたものと推認できる。

また、管轄の年金事務所は、賞与支払届と同総括表は、同時に事業主から提出されるため、仮に当該支払届の1ページ目が欠落していたとしても、当時の社会保険事務所の担当者が両方の書類を照合していれば気付いたはずであり、通常行われるべき業務が行われなかった可能性があるとしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、社会保険事務所における申立人に係る標準賞与額の事務処理は適切であったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、事業主が当初届け出た54万8,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（59万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和19年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成8年10月1日から9年10月1日まで
国の記録によると、株式会社AからB株式会社に在籍出向していた申立期間の標準報酬月額は、9万2,000円とされているが、申立期間前後の標準報酬月額（59万円）と同額であったはずである。厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等を提出するので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額（59万円）に見合った厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、C組合は、「申立人の申立期間に係る標準報酬月額は68万円である。」と回答しているほか、D基金加入員台帳により、申立期間の標準報酬月額は、59万円（上限額）であることが確認できる。

さらに、E株式会社（株式会社Aの管理部門）は、「申立期間当時は、7枚の複写式届出書を使用しており、社会保険事務所、健康保険組合、厚生年金基金とも同じものを送付していた。よって、社会保険事務所のみ異なった標準報酬月額を届け出るはずは無い。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、給与明細書及び厚生年金基金加入員台帳から、59万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年12月から63年6月まで
20歳になってから昭和63年7月に有限会社A（現在は、B株式会社）に勤務するまでの申立期間について未加入になっているが、妻は納付記録があるのに、夫である自分に納付記録が無いのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間が未加入となっていることに納付できないとしているところ、加入手続及び保険料の納付を行ったとしている申立人の父は既に亡くなっており、結婚後、夫と二人分の保険料を納めたとする申立人の妻の記憶も明確でない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間は未加入期間と推認され、制度上保険料を納付できない期間である。

なお、申立人提出の昭和52年2月及び同年4月の家計簿に記載されている保険料額は一人分に相当し、当該保険料額はオンライン記録の妻の保険料納付記録と符合する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から55年6月までの期間及び56年11月から平成5年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年2月から55年6月まで
② 昭和56年11月から平成5年3月まで

申立期間①及び②の保険料を納付書で納付（申立期間②については、自分と夫の保険料に付加保険料400円を加えて納付）したが、申立期間①及び②の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付書で納付したとしているものの、申立人は当該期間の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなくこれらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成8年2月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 9 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 4 月から同年 6 月まで
② 平成 14 年 9 月から同年 12 月まで

申立期間①及び②に係る国民年金保険料を、納付書に現金を添えて、A 市役所の窓口で納付したと思うので、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、会社を退職後、国民年金の加入手続を A 市役所で行ったとしているが、オンライン記録及び年金手帳では、当該期間は国民年金の未加入期間となっており、保険料は納付できない期間であると考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号が導入されており、申立期間の記録漏れ、記録誤りが生じる可能性は低いと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を A 市役所の国民年金担当の窓口で納付したと思うとしているが、同市では、平成 14 年度

に国民年金保険料の収納業務が、市町村から国（社会保険庁（当時））に移管されたことに伴い、両申立期間当時、国民年金保険料の収納業務を行っていなかったとしており、申立人の主張は整合的ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年9月から53年6月まで
時期は不明だが、A市役所（現在は、B市役所）で国民年金の加入手続を行い、以後、市役所、銀行又は郵便局で保険料を納付したため、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「時期は不明だが、A市役所で、国民年金の加入手続を行った。」としているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和53年7月頃に払い出されたと推認される上、同記号番号は任意加入被保険者として払い出されていることが国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する年金手帳の記載から確認できることから、同年7月より前の期間である申立期間の保険料を申立人が納付することはできなかつたものと考えられる。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年6月まで
昭和57年3月末日にそれまで勤務していた会社を退職し、A市の実家に戻った同年4月から58年6月までの間、父が私を国民年金に加入させ保険料を納付していたと母から聞いた。申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年2月頃、その母から、申立人が会社を退職して帰郷し無職だったことを心配して、その父に頼んで申立人の国民年金の加入手続きを行い、その父が保険料を納付したと聞いているとしている。

しかしながら、国民年金の加入手続き及び保険料を納付したとするその父は既に他界しており、その母も他界していることから証言を得られず、申立人はこれらに直接関与していないため、申立期間に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険手帳記号番号が付番されており、オンライン記録によると、申立人が初めて国民年金の被保険者資格を取得したのは平成23年4月1日であることから、申立期間は国民年金の未加入期間と推認され、制度上、保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月及び平成7年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月
② 平成7年12月

昭和51年5月の転職時にA町役場の職員から国民年金に加入しないと将来、年金が満額支給にならないとのアドバイスを受け、同年4月分の国民年金保険料を納付した。また、平成7年12月分については、翌年の1月に自分と妻及び息子の3人分の保険料を納付する際に、同役場の職員から子供の分は申請免除ができると言われたが、免除申請をしないで3人分の保険料を納付したのに、申立期間の私の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付はその妻が行ったとしている。しかしながら、その妻は、A町役場において加入手続を行い、いずれの期間の保険料もその窓口で納付したとしているものの、申立人の国民年金手帳及び納付書を受け取った記憶が無いとしているとともに、A町では、両申立期間当時の役場の担当窓口では保険料の収納を行っていなかったとしており、申立期間①及び②に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険手帳記号番号が付番されており、申立期間①及び②は、国民年金の未加入期間と推認され、制度上、保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①について、申立人のその妻も当該期間は国民年金の

強制加入被保険者であることから、申立人が国民年金の加入手続を行えばその妻も加入の勧奨が行われたと考えられるところ、その妻の申立期間①は未加入期間であり、また、申立期間②については、申立人は「正月が明けて早々に自分と妻及び息子の3人分の保険料を納付した。」としているが、オンライン記録ではその妻の当該期間に係る保険料は平成9年1月28日に過年度納付とされており、その息子（次男）は平成7年度分の保険料を同年4月20日に前納していることから、申立人の申述と相違している。

加えて、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 5 月から同年 8 月までの期間及び 48 年 2 月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 5 月から同年 8 月まで
② 昭和 48 年 2 月から 53 年 3 月まで

申立期間①及び②について、国民年金の加入手続は父がしてくれ、国民年金保険料は、両親が納めてくれたこともあるし、自分でも郵便局で納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続はその父が行い、国民年金保険料の納付はその父母又は申立人自身が行ったとしているが、申立期間①及び②に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその父母は既に他界しているため証言を得ることができない上、申立人は、国民年金保険料の納付について記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 54 年 3 月頃に払い出されたと推認され、その時点では申立期間①及び申立期間②のうち 48 年 2 月から 51 年 12 月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立期間②のうち 52 年 1 月から 53 年 3 月までの期間は遡って保険料を納付することが可能な期間であるが、申立人は当該期間の保険料を遡って納付したかどうかについて記憶が明確でなく、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から50年3月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年9月から50年3月まで
② 昭和58年1月から同年3月まで

私が昭和47年9月に会社を辞めて独立した時、国民年金の加入手続きを行い、保険料については、納付書に現金を添えて金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年9月に会社を辞めて独立した時、国民年金の加入手続きを行い、保険料納付も行ったとしているが、申立人からは具体的な証言が得られず、加入手続き及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者資格取得時期から昭和48年11月頃に払い出されたと推認され、その時点では申立期間①のうち47年9月から48年9月までは遡って納付できた期間であるが、申立人は保険料を遡って納付した記憶は無いとしている。

オンライン記録によると申立人とその妻の記号番号は、A市（現在は、B市）から連番で払い出されており、申立人の保険料納付開始時期である昭和50年4月以降は、申立人とその妻の保険料納付年月日は同一となっている上、申立期間①のうち48年11月から50年3月までの期間及び申立期間②について、その妻の保険料が未納になっていることから、申立人は当該期間について納付していなかったと考えられる。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査した結果でも申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)が無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から53年12月まで

私は昭和55年11月に結婚し、それまでは国民年金も国民健康保険にも加入していなかったが、妻の母親に勧められ、その時、妻がA市役所（現在は、B市C区役所）で国民年金の加入手続を行った。

また、国民年金保険料については、加入時に20歳まで遡って納付した方がいいと言われ、55年11月下旬に約9年分で25万円くらいをD信用金庫E支店で一括納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をその妻が昭和55年11月頃にまとめて納付したとしているが、その妻は「銀行に納付した」とするのみで、申立人は直接関与しておらず、保険料納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和56年8月頃に払い出されたと推認され、その時点からすると申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は93か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年4月から62年9月まで

私は、昭和58年3月に結婚のためA共済組合を脱退し、B区役所で国民年金の加入手続をして申立期間の保険料を一括で8万円くらい納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年3月に結婚のためA共済組合を脱退し、B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成元年1月頃に払い出されたと推認され、その時点では、昭和58年4月から61年11月までは時効により保険料を納付できない期間であり、同年12月から62年9月までは遡って納付できる期間であるが、申立人の保険料納付に関する記憶が明確ではない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間直後の昭和62年10月から63年3月までの保険料（4万4,400円）が平成2年1月26日に遡って一括で納付されたことが確認でき、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

加えて、申立期間は54か月と長期間である上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）

は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月から52年3月まで

私は、昭和50年5月に会社を退職する前にA市B地でマンションを購入して会社設立の準備をしていた。会社を退職した後、同年6月頃にA市役所C支所又はD支所で国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続をして保険料を納付した。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後の昭和50年6月頃にA市役所C支所又はD支所で国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続をして保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和53年1月頃に払い出されたと推認され、その時点では、50年6月から同年9月までは時効により保険料を納付できない期間であり、同年10月から52年3月までは遡って保険料を納付できる期間であるが、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いとしている上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4813 (事案 3473 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年9月までの期間、49年4月、同年5月及び同年8月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から同年9月まで
② 昭和49年4月及び同年5月
③ 昭和49年8月から同年11月まで

昭和54年の年末調整で国民年金保険料を所得税控除するために、私の妻がA区役所に行き、それまでの保険料の未納期間を確認し、同区役所で交付された納付書に記入された30か月分12万円の保険料を、同年12月19日にB銀行(現在は、C銀行)D支店で一括納付したので、未納期間は無いはずである。再申立てをするに当たり、新たな資料は無いが申立期間のうち一部の期間だけしか記録訂正が認められなかったことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、その妻がA区役所に行き、それまでの国民年金保険料の未納期間を確認し、同区役所で交付された納付書に記入された30か月分12万円の保険料を昭和54年12月19日にB銀行D支店で一括納付したと申し立てているが、申立人は保険料納付には直接関与しておらず、その妻は国民年金の加入手続及び保険料の特例納付をした期間、時期、納付金額等は覚えていないとしており、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情を得られなかったとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年7月14日付け年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知が行われている。

今回、申立人は、当委員会の決定に納得がいかないとして、再度申立てを行っていることから、当委員会において、申立人が主張している期間に

おける保険料納付状況等を改めて調査したが、申立人自身が保険料の納付をうかがわせる新たな資料は無いと述べており、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな周辺事情は見当たらず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の昭和44年5月から46年10月までの期間、同年11月、同年12月から55年3月までの期間、60年4月から61年3月までの期間及び同年4月から平成元年5月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。
- 2 申立人の昭和56年4月から60年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月から46年10月まで
② 昭和46年11月
③ 昭和46年12月から55年3月まで
④ 昭和56年4月から60年3月まで
⑤ 昭和60年4月から61年3月まで
⑥ 昭和61年4月から平成元年5月まで

申立期間①、②及び③は、私が20歳に達した昭和44年*月頃に、父親代わりのA氏（以下「父」という。）がB市で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、隣組の役員が月末に集金に来て、父が私を含む同居の家族の保険料をまとめて納付してくれたはずである。妻は、妻が20歳に達した48年*月から55年3月までの保険料は納付されているのに、私の保険料が納付されていないことに納得できない。

申立期間④は、妻は免除期間とされているので、私も同じ記録のはずであり、父が私の国民年金保険料の免除手続をしてくれた。

申立期間⑤及び⑥は、妻が厚生年金保険に加入中の期間であるが、私が厚生年金保険の被保険者資格を取得した平成元年6月頃までは、父が私の国民年金保険料を納付してくれた。

申立期間①、②、③、⑤及び⑥は保険料納付済期間として、④は保険

料免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③、⑤及び⑥については、申立人は、申立人が20歳に達した昭和44年*月頃に、その父がB市で国民年金の加入手続を行い、その父が国民年金保険料を納付してくれたと主張しており、また、申立期間④については、申立人は、その妻が免除期間とされているので、申立人自身も同じ記録のはずであり、その父が当該期間の保険料の免除手続を行ったと主張している。しかしながら、国民年金の加入手続、保険料納付及び免除手続を行ったとするその父から加入手続及びその時期、申立期間に係る保険料の納付金額及び免除手続等について具体的な証言は得られず、申立人はこれらの手続及び納付等に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、当委員会において、B市及びC村（当時）に係る「国民年金手帳記号番号払出簿」（紙台帳）の閲覧及びオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人の基礎年金番号は平成9年1月の時点で加入していた厚生年金保険の被保険者番号が付番されており、申立期間を含む昭和44年5月から平成元年5月までの期間は、基礎年金番号導入により未納期間となったもので（ただし、オンライン記録では、昭和46年11月及び60年4月から61年3月までの期間は、平成22年2月17日に未加入期間とされ、現在に至っている。）、付番された時点では、当該期間は未加入期間であり制度上保険料を納付できない期間又は免除申請できない期間である。

さらに、申し立てていない昭和55年4月から56年3月までの未納期間を含む44年5月から平成元年5月までの期間の241か月において継続して納付された又は申請免除された記録が見当たらず、行政機関において、長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

加えて、申立期間①、②、③、⑤及び⑥の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、また、申立期間④については、申立人が、当該期間について、免除申請書を提出したこと及び免除の承認を受けたことを確認できる資料は無く、ほかに免除申請を行ったこと及び免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

このほか、本申立事案の口頭意見陳述においては、申立期間に係る国民年金加入手続、国民年金保険料の納付及び免除を裏付ける事情をくみ取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③、⑤及び⑥の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人が、申立期間④の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 63 年 3 月に A 職になるために会社を退職した後、仕事のため自ら国民年金の加入手続をすることができなかつたので、平成 2 年 9 月頃に、母が B 市役所で私と兄の国民年金の加入手続を同時に行った。その際に、私の国民年金保険料については、加入した昭和 63 年 4 月からの保険料は全て納付できると聞き、母が私の預金から平成 2 年 10 月 5 日に 16 万 5,300 円を引き出して一括納付した。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 2 年 9 月頃に、その母が B 市役所で国民年金の加入手続を行った際に、加入した昭和 63 年 4 月からの保険料は全て納付できると聞き、その母が申立人の預金から平成 2 年 10 月 5 日に 16 万 5,300 円を引き出して一括納付したとしている。しかしながら、オンラインの納付記録によれば、その母が一括納付したとする年月日である平成 2 年 10 月 5 日に申立期間直後の昭和 63 年 7 月から平成 2 年 3 月までの 21 か月分の保険料が納付された記録になっており、この期間の保険料総額 16 万 5,300 円（昭和 63 年度 7,700 円×9 か月、平成元年度 8,000 円×12 か月）は、その母が納付したとする納付金額にも一致しており、これに申立期間の保険料 2 万 3,100 円を加えると 18 万 8,400 円となり、その母が納付した金額を超えることから、申立人が納付したとする保険料は、昭和 63 年 7 月から平成 2 年 3 月までのものだった可能性が高い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、その母が加入手続を行ったとする時期と同じ平成 2

年9月頃に払い出されたと推認され、その母が一括納付したとする2年10月5日の時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から56年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年7月から56年5月まで

私は、昭和52年7月頃、それまで勤務していた会社を退職し、その際に私又は前妻がA市B区役所で私の国民年金の加入手続を行い、前妻が国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年7月頃、それまで勤務していた会社を退職し、その際に申立人又はその前妻がA市B区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、その前妻が国民年金保険料を納付していたとしている。しかしながら、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続について明確な記憶は無く、保険料納付には直接関与していない上、申立期間の保険料を納付していたとするその前妻から証言を得ることはできないとしていることから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成5年9月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から同年8月までの期間及び11年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年4月から同年8月まで
② 平成11年7月

申立期間①について、私は、会社を退職した平成10年4月頃にA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間②についても、同様に会社を退職した11年7月頃に、同市同区役所で国民年金の加入手続を行い、それぞれ納付場所や納付日の記憶は定かではないが、保険料を納付した。

申立期間①及び②は失業中であったが、国民年金保険料を納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、会社を退職した平成10年4月頃に、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとしているが、申立人は申立期間①の保険料の納付場所や納付日は覚えていないとしており、保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によれば、申立人は平成10年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その後国民年金の未適用対象者として管理され、これに伴う加入勧奨が同年12月24日及び12年2月21日に行われ、この加入勧奨が行われた後の同年10月2日に「平成10年4月1日」に遡って資格を取得したことが記録されていることから、申立人はこの取得年月日が記録された12年10月頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられ、その時点では、申立期間①は時効により保険料を納付

できない期間である。

2 申立期間②について、申立人は、会社を退職した平成 11 年 7 月頃に、A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとしている。しかしながら、オンライン記録によれば、申立人は同年 7 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、加入勧奨が 12 年 3 月 21 日に行われていることが記録されていることから、申立人は、上記 1 の申立期間①と同様に、この加入勧奨が行われた後に国民年金の加入手続を行ったと考えられ、その時点では、申立期間②の保険料は納付することは可能であるものの、申立人は、保険料の納付場所や納付日については覚えていないとしており、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間②直後の平成 11 年 8 月の保険料が時効直前の「平成 13 年 9 月 11 日」に納付されており、その納付日時点では、申立期間②は時効により保険料を納付できない期間である。

3 申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間①及び②において、記入漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②の国民年金保険料について、納付したものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6803 (事案 5732 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から 53 年 3 月 1 日まで

3 歳になった娘が保育園に通うようになった昭和 51 年 4 月 1 日から平成 13 年 7 月 1 日まで有限会社 A に勤務していたが、昭和 51 年 4 月 1 日から 53 年 3 月 1 日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間当時事業主であった義父と義母も別々に厚生年金保険に加入しており、私も当時、夫とは別々に厚生年金保険に加入させてもらったと記憶している。当時は夫の健康保険から自分自身の健康保険に切り替えた時期でもあり、また、古い厚生年金保険被保険者証から新しいオレンジ色の年金手帳に切り替えた時期が同年 3 月 1 日だと思うので、調査して厚生年金保険被保険者資格記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができず、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 7 月 6 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、新たに事業主、同僚及び B 所への照会を行ったところ、事業主及び同僚の供述により、申立人が申立期間に有限会社 A に勤務していたことが推認される上、B 所の回答により、申立人の子が昭和 51 年 4 月 1 日から 53 年 3 月 31 日まで同保育園に通園していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたこと及び当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことをうかがわせる供述及び資料を得ることはできなかった。

また、有限会社Aに係る事業所別被保険者名簿では、申立期間及びその前後の期間の健康保険整理番号に欠番は無く、不自然な点は見当たらない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 4 月 1 日から 23 年 3 月 1 日まで

昭和 18 年 1 月 9 日付けで株式会社 A (現在は、株式会社 B) に入社し、その後、勤労働員のため C 株式会社 D 工場で働いた期間はあったものの、57 年 11 月 30 日付けで退職するまでの間、継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 A の人事関係資料を管理する株式会社 E の F 部提出の在職証明書、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において株式会社 A の G 部に勤務していたことが認められる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、株式会社 A の G 部は、昭和 23 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所ではないことが確認できる上、申立期間当時に同社 G 部で勤務していたことが確認できる同僚全員が適用事業所となった同年 3 月 1 日付けで被保険者資格を取得している。

また、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳において、申立期間前後の株式会社 A 本店及び同社 G 部における厚生年金保険被保険者手帳記号番号は別番号となっており、申立人は、それぞれの資格取得時に新たな被保険者記号番号の払出しを受けていることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間当時に、株式会社 A の H 支店から同社 G 部に

転勤となった同僚全員の厚生年金保険被保険者手帳記号番号も別番号となっており、それぞれの資格取得時に新たな被保険者記号番号の払出しを受けていることが確認できる。

加えて、株式会社EのF部では、「申立人の厚生年金保険料の給与からの控除については、関係資料が保管されていないため不明である。」と回答している上、申立期間当時に株式会社AのG部で勤務していたことが確認できた同僚からも厚生年金保険料の控除について、具体的な供述は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年4月から同年10月1日まで
② 昭和29年9月から30年2月まで

申立期間①については、株式会社Aに、昭和19年4月から同年9月まで勤務し、B業務に従事した。申立期間②については、C区D町の株式会社E（現在は、株式会社F）に、29年9月から30年2月まで勤務し、G業務に従事した。両申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、期間の特定はできないものの、当時の仕事内容に関する具体的な説明により、申立人が株式会社Aに勤務していたことがうかがえるが、事業主は、当時の資料は無いため申立てについては不明と回答している上、適用事業所名簿により、当該事業所は申立期間後の昭和23年4月30日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①において厚生年金保険の被保険者であったと主張しているところ、厚生年金保険法において、女子が厚生年金保険に加入できるようになったのは昭和19年6月1日（保険料徴収は、昭和19年10月から）からである。

さらに、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、当該事業所において厚生年金保険の適用事業所となった昭和23年4月30日（31人が取得）、同年6月1日（1人が取得）及び同年10月1日（3人が取得）に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者のうち所在の判明した3人に照会し、2人から回答があるものの、入社日はいずれも申立期

間以降であるため、申立人を記憶している者はいない。

加えて、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び株式会社HのI支店における申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、株式会社HのI支店において、昭和19年6月1日に被保険者資格を取得し、20年6月1日に当該資格を喪失していることが確認できる。

- 2 申立期間②については、当時の仕事内容に関する具体的な説明により、期間の特定はできないものの、申立人が株式会社Eに勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、株式会社Fは、確認できる資料が無いため申立人の勤務実態及び保険料控除については不明と回答している。

また、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、申立期間当時、当該事業所の厚生年金保険に加入していた32人に照会し、15人から回答があるものの、申立人を記憶している者はいない。

さらに、申立期間に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②について、各事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6810 (事案 5113 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月 1 日から 15 年 3 月 31 日まで
私は、A 町に事務所があった株式会社 B に平成 11 年 4 月から 15 年 3 月まで C 職として勤務したことに間違いなく、前回の申立てについて、厚生年金保険の記録については確認ができないとのことであったが、どうしても納得できない。申立期間が厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、株式会社 B が D 区 A 町に事務所を置いていたのは、商業登記簿謄本により昭和 59 年 12 月までであること、事業主が申立人は同社に勤務していなかったと供述しているほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 3 月 9 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、株式会社 B が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 63 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得した被保険者を含めて、同社の社員 9 人に照会を行ったところ、そのうちの 1 人から「私は昭和 58 年 10 月 1 日から 63 年 11 月 1 日まで『E (F 地 G 郡)』に勤務したが、当初、株式会社 H に入社し、株式会社 I、その後株式会社 B に移った。私は現地採用であり、J 地勤務はしていないが、株式会社 H は A 町に所在し、K 商品販売を行っていた。」との供述を得た。

また、申立人は「入社時に社長に会った。」としているところ、登記簿謄本により株式会社 H の代表取締役の姓は、申立人の申述と一致していることが確認できる。

このため、株式会社Hにおいて厚生年金保険被保険者記録のある者に照会したところ、管理部門の元責任者は「L株式会社がM施設開発を行い、K商品販売管理を株式会社Hに行わせた。K商品を発行し、販売業者に売却して資金回収を行った。K商品はM施設開設まで販売していた。」と供述している。

また、前述の管理部門における元責任者が営業本部長だったと回答した同僚は、株式会社Hにおいて昭和58年4月から59年10月まで厚生年金保険被保険者記録があり、「時期は不明だが、申立人は勤務していた。」と供述していることから、申立人は、申立期間ではなく、58年から59年まで頃に株式会社Hに勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、株式会社Hの健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、欠番も無い上、前述の管理部門における元責任者が営業担当者として名前を挙げた3人についても、当該名簿に氏名が無い。

また、申立人から新たな資料の提供が無いほか、株式会社Hに厚生年金保険被保険者記録のある者に照会を行ったものの、申立人の勤務実態及び保険料控除が確認できる供述等は得られなかった。

これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月 1 日から 61 年 3 月 31 日まで
私は、昭和 60 年に A 株式会社 に B 担当として入社し、61 年 3 月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 株式会社 に勤務していたと申し立てているが、申立期間当時、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる複数の被保険者に照会したものの、申立人が勤務していたとする供述は得られない。

また、複数の元従業員から当時の事情を知っていると名前を挙げられた元役員は、「B 職は出入りが激しく、数か月間様子を見て本人の申出により所属の上司から上申があれば社会保険に加入させた。歩合制の社員の中には加入を嫌った者もいた。」と供述しており、当該事業所においては、必ずしも従業員全員を社会保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、当該事業所が昭和 60 年 12 月以降加入していた C 組合は、申立人に係る加入記録は無いと回答している。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も無いほか、申立人の雇用保険の加入記録も無い。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6812 (事案 5553 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 49 年 1 月 1 日から同年 10 月 20 日まで

申立期間①については、昭和 38 年 5 月に有限会社Aに入社し、同年 8 月のお盆頃まで勤務し、厚生年金保険に加入していたはずだが被保険者記録が無いので、記録訂正の申立てをしたが認められなかった。私は、事業所に入社の際、必ず厚生年金保険被保険者証を提出するようにしていたので、私の厚生年金保険の被保険者記号番号はずっと同じ番号になっているはずであるし、社会保険に加入している事業所で働くようにしていたので、有限会社Aで被保険者記録が無いとは考えられない。新たな資料は無いが事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間①を被保険者期間と認めてほしい。

申立期間②については、昭和 48 年 10 月 1 日にB株式会社に入社し、正社員となった 49 年 1 月分の給与から厚生年金保険料を控除されたので、申立期間②を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間① (前回の申立期間は昭和 38 年 5 月 1 日から同年 11 月まで) については、申立期間に有限会社Aに勤務していた複数の同僚が申立人を知らないとしており、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況等についての事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできず、事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い上、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる資料は無いなどのことから、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 6 月 8 日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行わ

れている。

また、今回の申立てにおいて、申立人は「事業所に入社の際、必ず厚生年金保険被保険者証を提出するようにしていたので、私の厚生年金保険の被保険者記号番号はずっと同じ番号になっているはずである。」としているが、申立期間の前に勤務した3か所の事業所での被保険者期間は、それぞれ別の被保険者記号番号であることが確認できる上、申立人は、このほかに新たな資料及び事情は無いとしているところ、当委員会において、これまでに収集した資料等を再度検討したが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、雇用保険の資格取得日が昭和48年12月10日であることから、申立期間②にB株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B株式会社の当時の社会保険の担当者は、「当時は、入社後短期間で辞める者が多く、出入りが激しかったので、入社してもすぐに厚生年金保険の加入手続は行わず、様子を見てから手続をした。加入までの期間は一律ではなく、個別の対応だった。」としており、複数の同僚の「試用期間があり、入社と厚生年金保険の加入時期は一致していない。」との供述と一致する。

また、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日の記録はオンライン記録と一致しており、事業所が加入していたC基金における資格取得日の記録とも一致している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6813 (事案 896、2693 及び 5553 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで
② 昭和 48 年 8 月

申立期間①は、昭和 39 年 4 月 13 日頃に株式会社 A に入社し、同年 7 月 1 日から厚生年金保険に加入していたはずだが、43 年 4 月 1 日までの被保険者記録が無いので、過去に 3 度、記録訂正の申立てをしたがいずれも認められなかった。新たな資料は何も無いが、申立期間に勤務していたほかの社員は厚生年金保険の記録があるのに、自分の記録が無いのは納得できないので、当該期間を被保険者として認めてほしい。

申立期間②は、昭和 48 年 8 月分の給料支払明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間②を被保険者期間と認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間① (前々回までの申立期間は昭和 39 年 4 月 13 日から 43 年 4 月 1 日まで) については、申立人が株式会社 A に勤務していたことは、同僚の供述等から推認できるものの、事業所別被保険者名簿によると、申立人が入社したとする 39 年 4 月以降に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、申立人は 43 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得していることが記載されていると同時に、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる資料は無いなどのことから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 5 月 8 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われており、また、その後の再申立て及び再々申立てにおいても、同僚等から新たな資料等を得ることはできず、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないと

して、当委員会の決定に基づく 22 年 3 月 10 日付け及び 23 年 6 月 8 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、「前回の申立ての際、記録が無いとされた同僚の給料明細書を見たことがあり、厚生年金保険料が控除されていた。」と供述しているところ、当該同僚には、株式会社 A での被保険者記録があるが、保険料控除等については、当該同僚は既に亡くなっていることから、詳細を確認することができなかった。

また、申立人が、他の同僚として姓を記憶する同僚については、株式会社 A の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録が見当たらず、申立人は、これ以外に新たな資料及び事情は無いとしているところ、当委員会において、これまでに収集した資料等を再度検討したが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②については、オンライン記録によると、申立人の株式会社 A での厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和 48 年 8 月 29 日と記録されているが、申立人は、同年 8 月分の給料支払明細書では厚生年金保険料が控除されているので、同年 8 月についても厚生年金保険の加入期間と認めてほしいと主張しているところ、申立人が所持する同年 8 月分の給料支払明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、当該給料支払明細書の労働日数欄には、「自 8 月 1 日至 8 月 12 日」と記載されており、申立人も「同社に勤務したのはお盆までであった。」と供述している。

また、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、昭和 48 年 8 月 28 日に離職しており、オンライン記録と一致する。

なお、厚生年金保険法第 19 条第 1 項によると、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項によると、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 8 月 1 日まで
② 昭和 59 年 10 月 1 日から 60 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 60 年 8 月 1 日から 62 年 10 月 1 日まで
④ 昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 8 月 1 日まで
⑤ 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 8 月 1 日まで

国（厚生労働省）の記録では、A株式会社に勤務していた期間のうち、昭和 57 年 10 月から 58 年 7 月まで、59 年 10 月から 60 年 7 月まで、同年 8 月から 62 年 9 月まで、同年 10 月から 63 年 7 月まで及び平成 4 年 10 月から 5 年 7 月までの標準報酬月額が、その前後の期間の標準報酬月額より低くなっているとのことであるが、給与が下げられた事実はないので納得がいかない。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑤までについて、それぞれ従前の被保険者期間の標準報酬月額に比べて標準報酬月額が減額されていることがおかしい旨を申し立てている。

しかし、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、遡って標準報酬月額が訂正されていた等の不適切な事務処理が行われていた形跡は見当たらない。

また、当該事業所は、申立期間当時の資料については既に破棄しているため、当時の状況については不明であるとしているものの、時間外手当等の変動賃金等の増減により、申立人のように標準報酬月額が下がることは

あり得るとしている上、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人と同様に従前の期間より標準報酬月額が下がっている者が複数確認できる。

さらに、申立人も給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間①から⑤までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。